

# 写

令和 5 年 9 月 2 9 日

北海道労働局長  
友藤 智朗 殿

北海道地方最低賃金審議会  
会 長 亀野 淳

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の  
改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年8月7日付け北労発基0807第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

## 別紙

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

北海道の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業(木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。以下同じ。) 船体ブロック製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業又は船体ブロック製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ みがき又は塗油の業務

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間990円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和5年12月1日